

Q 子供の野球チーム 熱中症が心配

小学生の子供がいる母親です。子供は、地域の野球チームに入っています。先日、練習中に友達が熱中症で倒れて、救急車で運ばれるということがありました。熱中症は命の危険もあると聞いています。夏場に練習をしないでほしいと、監督に申し入れようと思っているのですが、心配しすぎでしょうか。

法律 相談室

熱中症は、①熱失神②熱疲労③熱痙攣④熱射病の総称です。高温多湿下での運動によって発生する」とあります。

このうち熱射病は、40度を超える高熱を伴い、脳の機能障害を発生させ、死亡率20%超と非常に危険です。まず、お友達の現在の状態と合わせて、熱中症のうち、どの症状であったのかを確認してはいかがでしょうか。

熱中症予防策を何も講じず、スポーツ活動中に熱中症を生じさせた場合、学校、団体、指導者などに過失が認められ、損害賠償義務を負うことがあります。熱中症の発症後、適切な救護活動を行わなかつたことにつけても、過失として裁判で争われることが少なくあります。

指導者には安全配慮義務

状態と合わせて、熱中症の危険性をよく話し合い、お子様にもしつかりとした知識を共有させることが大切です。

もともと、夏場であっても、温度や湿度は日によつて違いますし、チームによる様々な対応策が講じられており、夏場の練習を一切禁止

動を行わなかつたことにつけても、過失として裁判で争われることが少なくあります。

スポーツ指導者や関係者の皆さんは、熱中症予防に努めなければならない義務を負っていることに留意してください。また、家庭内でも熱中症の危

いよいよ夏本番。今年は平年よりも暑く、新型コロナウイルスの感染防止でマスクを着用する機会が増えます。熱中症には例年以上に注意が必要です。

熱中症に限らず、スポーツにおける事故やトラブルの際は、早い段階で弁護士に相談することも一つの方法です。相談について詳しくは、県弁護士会へ気軽にお問い合わせください。

(回答) 岩橋一登弁護士

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」